

【改定】非常変災時等に伴う措置について

※ _____ 太字部分が改定箇所です。

1. 臨時休業(休校)になる場合 ※午前7時及び始業時刻(午前8時30分)まで

- ① 気象庁より、大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が発表された場合。
 - ② 阿倍野区内のいずれかの地域において、大阪市(大阪市長)より、河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、
「警戒レベル4(全員避難)」の発令があった場合。
 - ③ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上(気象庁発表)の地震が発生した場合。
- ※ただし、上記①～③にかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態(ライフラインが止まっている、校舎の破損など)の発生その他教育活動の実施が困難(公共交通機関の運休等による教員の不足、避難所開設により教室の多くが使用できないなど)となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、学校長の判断により始業時刻を遅らせる、又は近隣の学校と連携したうえで臨時休校措置とすることができる。

2. 「暴風警報」「暴風雪警報」等の発表がなく、登校する場合

「暴風警報」「暴風雪警報」もしくは河川氾濫を除く各種「危険警報」・「特別警報」が出ていなくても、登校の安全が危ぶまれる場合は、保護者の判断で、安全が確保されるまで自宅で待機する。※学校にその旨連絡ください。

3. 登校後「暴風警報」「暴風雪警報」「危険警報」が発表された場合

登校時から下校時まで「暴風警報」「暴風雪警報」「河川氾濫を除く各種「危険警報」が出た場合には、直接保護者に引き渡す。あるいは教職員引率のもと下校を行う。(状況により学校待機措置をとることもある。)

その際には「いきいき活動」も中止となる。(学童クラブ等は各家庭で確認をしてください。)

※いつもと違う時間の下校となるので、下校後のご家庭での過ごし方について、事前にお子様と十分話し合うようにしてください。

※急な下校時刻の変更やいきいき活動などの中止で、保護者等が在宅していない場合には、家庭連絡資料の緊急連絡先に連絡し、保護者等が学校へ迎えに来るまではお子様は学校で待機します。

※警報の発令時刻によっては、給食を食べないで下校する場合があります。

4. 登校後から下校時まで「特別警報」が発表された場合

「特別警報」が出た場合、ただちに災害から命を守る行動をとり、「学校待機する」「〇時に保護者引き渡し」など今後の対応についてミマモルメのメール配信でお知らせします。

◎緊急時以外の学校への電話での問い合わせはご遠慮ください。

※下校措置等の状況につきましては、ミマモルメのメール配信で連絡します。

★ミマモルメに登録されていない方は、登録をお願いします。また、ホームページでもご確認いただけます。

この用紙は、再発行いたしませんので、お家のよくわかる場所に貼っておいてください。
内容の変更があった時には、また新たにお知らせします。